

## 興福寺旧蔵抄物の紙背文書

—鎌倉時代の染織・為替・讃岐国神崎庄等々の史料—

永 島 福 太 郎

から流出した抄物（絹文註紙書）の料紙として遺る。

### 一 「三十三過本作法」紙背文書

(素紙)

弘長弐年拾月二日儲之了

三十三過本作法

往昔、学問をするのに必要な用紙を入手するのは容易ではなかった。そこで、文書消息の反故になつたものを利用し、その裏面を書き物の料紙とした例が多い。そのため、いわゆる紙背文書が現存するのである。

最近、私は名古屋市の如春庵文庫において紙背文書の三括を拝見した。鎌倉時代の古文書であり、史料として貴重なものが多々あるので、学界への紹介を思ひたち、同文庫主の許しを得て、ここに若干の解説を加えて印行することにした。

ちなみに、この紙背文書は、奈良興福寺の廃絶子院

この抄物は、「三十三遍本作法・聽範草」といわれる。表紙・裏表紙ともにして二二丁。聽範は興福寺の学僧。その伝は明らかでない。

この表紙を除き、本紙から裏表紙にわたり、すべてに紙背文書が見える。もとより、この紙背文書は、すべて弘長二年（一一六一）以前のものである。

一 某仮名消息

（一丁裏）

（貼紙）

御文

これにもひとかた

（公） ならすめてたくこそ候へ、

（私） わほやけ御わたくし

おほしめすさまの

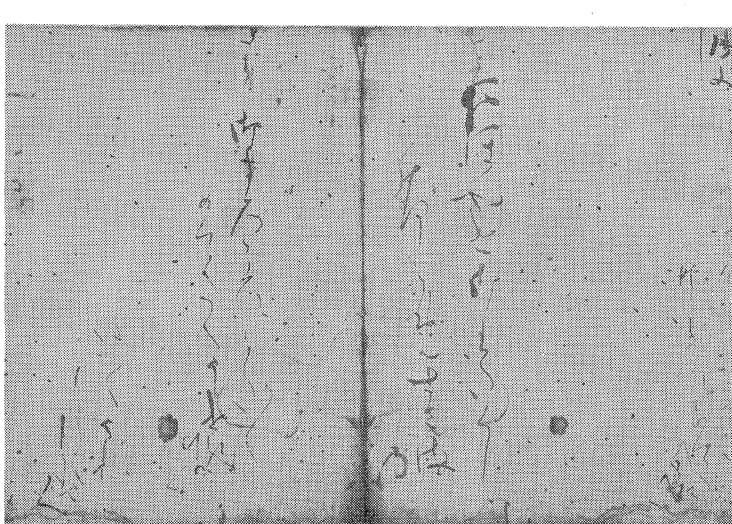
御よろこひ、かたへ

めてたくうけ給ハり候へ、

返々うれしく

こそ候へ、

この仮名消息は、書風といい、気品といい、後鳥羽



第一号文書 某仮名消息

院サロンとの関連がしのべる。「御文」という当時の貼

紙があることも注目され、宸翰と推測する向きもある。今後に研究を期する。

## 二 専英書状

(三十裏)

母尼後候事、至今年候  
十六年成候、九月二日歲九十二  
年号不寛候、十六年ハ一定  
候也、恐々謹言

六月十日 専英

文書については、田中稔「為替に關する一史料」（日本歴史一〇三号・昭和三二年一月）という紹介文がある。それも興福寺伝來の抄物「因明短訖法自相縁円草」（文永元年善芸写）の紙背文書を紹介されたものであり、奇しくも、これと姉妹関係にある。「法自草縁円草」の為替は、鎌倉と奈良との間にしくまれたものだとわかるが、その点、これは不明である。  
経済史史料として貴重である。

## 四 某仮名消息

(四十裏)

替錢二十貫文、筑後入道  
使者ニ可沙汰渡之旨承候、  
早可沙汰渡候也、恐々謹言  
(経貞)

六月六日

いわゆる為替の発祥を示す好個の史料である。為替に関する文書としては最古といえるものだろう。為替

はんするか、そう・あまなとに  
なり候ぬれハ、さやうの事  
はゝかりなきとやらん

申候へとも、御た

つね候て、人をも

召されあらセ候へ、

ものかもしれない。

六 定信書状

(六丁裏)

新年御吉事、かた／＼申

五 蓮阿進済状

(五丁裏)

進上

御瓜十合者、

右進上如件、

弘長元年六月十八日 沙弥蓮阿（花押）

大和は瓜の名産地である。平安時代、皇室御領の黃

瓜御園（所在地不明）が見える。なお、漬瓜免田などが

随處に見えるし、麻畑には瓜がよく育ち、これを麻瓜

といったという中世文献も知られる。近世、奈良漬の

おこるいわれだろう。また麻織物も大和の名産である

（蚊帳・奈良晒）。

この済進状の瓜は、公事物として進済されたもので

ある。なお瓜進済状はこのほか両三通見える。大和の

莊園からの済物ではなく、近江あたりから進済された

七 平忠綱披露状

(七丁裏)

申上候了、重寵蒙仰候之条、

この中納言は未詳。この抄物の筆者の聽範の経歴が不明なことと合わせて、解明に苦しむ。

不日可參上仕候之處、忠綱子息  
小童被差(春日社)若宮流鏑馬候之間、

無他事彼宮を仕候、依何事被召  
候哉、承其子細候て可參上仕候、弁実

同令申此由候、以此旨可然様可有  
御披露候、恐惶謹言

八月五日 平忠綱上

平忠綱は興福寺被官の在地領主。やがて 国民の称を  
与えられる。

#### 八 為經送進狀

(八丁裏)

御瓜二合令進上候、

可然様可令見參給

候、恐惶謹言

六月八日

左兵衛尉為經

加賀公御房

#### 九 某 書 状

(九丁裏)

二合かへす／＼よろこひ

候て給了、ことに京にて

ハありかたきをりふしにて

候、なを／＼よろこひ申候、

恐々謹言

六月十七日

信弁(アシガニ)

この為経は、頭中納言、左大弁に昇り、建長八年に

二合は恐らく瓜を二合というのである。瓜を京都

薨じた藤原（吉田）為経に比定されよう（本稿第三章所  
掲の九条道家の御教書案を奉じた右中弁為経のこと）。  
加賀公は一乘院門跡の坊官と考えられ、披露状の形式  
である。しかし、為経の左兵衛尉時代にさかのばるの  
は、年代的に無理なようでもあるし、瓜の送進といふ  
ことも考慮せねばならない。なお、今後の研究にまち  
たい。

宛名の加賀公は院家（一乘院門跡か）の執事である。  
これを聽範といえぬこともない。

に贈進した札状である。

一〇 某書状

(十二丁裏)

其後久不申入候、公私何条事

候乎、尤以不審不少候、

抑、安明寺下司長安子息男、聊

不調事候之間、令檢封彼住

宅候了、先立尤可申入子細

候之處、少事候之上、故律師之時

も少々事ハ不及伺申、私経沙汰

事等候歟、仍無左右加下知候了、

而被下 御使被切解彼封候之由、

馳申候、此条返々驚恐入候、

□ 被尋聞食候者、□

大和平群郡安明寺庄の庄官（ここは下司）の罪科のこ

とに関する。検封とは、居宅を封印する処罪である。

一一 為経送進状

(十二丁裏)

御瓜三合令進上候、

可然之様可令見參

入給候、恐惶謹言

六月十二日

左兵衛尉為経

加賀公御房

一一 蓮阿送進状

(十三丁裏)

御瓜三合令進上候、

可然様御計候て、可令

見參入給候、恐々謹言

六月六日 沙弥蓮阿（花押）

進上加賀公御房

一三 左京職愁状

(十三丁裏)

味間庄一丁三反

菓子東庄八丁五反

右注進庄々折田者、往古職領也、并御寺  
進官役兼行之地也、然間彼進官之張<sup>(帳)</sup>

被載職田(ヲカ)事了、彼張被披見之時、不

可有其隱哉、次今注進庄々之外、兼又

於注進庄々者、為院家御沙汰、任院宣

之趣、且守旧跡、有限可弁済段別一斗

職米之旨、欲被仰下之狀、粗注進如件、

弘長元年七月 日

興福寺領味間庄は十市郡、菴子東庄は式下郡に属する。職田は左京職田だとわかる。進官役は雜役免と同じこと、雜役公事が興福寺領である。年貢は興福寺から進官、雜役は寺納という意である。

#### 一四 実玄披露状

(十四丁裏)

先日被 仰下候左京大夫

(十三市郡)申味間職田之間事、其後

度々相尋庄民等候之處、一切

存知不仕候、先々如此公事

勤仕事、不候之由申候也、

此上事、可存何様候哉、以此旨

可有御披露候、恐々謹言

十月廿一日

実玄

進上 加賀君御房

#### 一五 净蓮奉書

(十五丁裏)

三条左近将監状如此候、給黎院去年御年貢之間事、于今無沙汰之条、尤不便事候哉、忿可令致其沙汰給之旨所候也、重色

御年貢物等、不残一物令抑留候て不致其沙汰候之条、返々無其謂候、有子細者可被使之

由令申候をハ、無其さ右候て自由追(追カ)状ばかりハ無其謂事

候也、去年於庄家追出收納使  
□下之案文、旁問答状等

.....(続紙).....

(十六丁裏)

又陳方候はゝ、可被使之由

申候処、無其儀して

平難渋之条致(至)此候歟、

念可令致其沙汰給之旨

所候也、仍執達如件、

八月六日  
淨蓮

藤右近將監殿

薩摩國給黎院（揖宿郡）が見える。摂関家領島津庄のうちが興福寺領に分与されたものであろう。この近く、良港の坊津は興福寺一乗院門跡領である。

### 一六 某 書 状

(十七丁裏)

(前紙欠ク)  
覽、又三川房にも申

をきて候也、十三日ニ  
ハ一定まかりのほり

二月五日

候へく候也、あなかしく  
経堅(一)

(端ワツ書)  
〔 〕御返事 経堅」

一七 平国則進済状（折紙）

(十八丁裏)

牛屎院弁済使

進上郷志色々錄文次第

合

（縫摺す

ぬいぢり二面、裏具して、

（番付す）  
かふしの染物、裏くして、

れんてんのあさき、裏具て、

梅のこん、うら具して、

（生縫す）  
すゝしのはちしやうの

（小袖す）  
こそてのきぬ三

（細美）  
さいひのぬの四丈一段

建長八年八月十日

沙汰人 平国則

大隅國牛屎院（伊佐郡）の弁済使平国則の済物の送進状である。縫摺・染物・小袖衣・細美布などの各種が

見え、稀有の衣服史料といえる。

(裏表紙裏)

今日ハ現在七・八を注て候つ、

(十九丁裏)

奥山御庄出作百姓弥

三郎男可令召進之

旨謹以承候了、向後  
隨被 仰下候、可至沙汰

候、恐々謹言

六月十四日

印玄

奥山庄は高市郡に所在。非法を犯した百姓の召喚状  
である。

違けに候つれハ、指てそゝ無為之条、  
候つれ、現在ハいたく證義の所存にも不  
満擇御覽候て、房主のをは、やかて／＼被  
返進候へ、余をは一も不被落、皆  
是へ可給候、開義抄の御申やり  
つるを房主方へ可被進候、此間、  
心静令參会候て、そゝろ事をも可  
申候、又、第八卷談義ハしせさせ

（袖書）  
一九 某 消 息

ぬ、ゆけ／＼とそかひたく候、  
其とを責伏候て、  
寄懸候ハ、や如何、  
内々此趣を可被仰候歟、  
比興々々、

筆者は僧侶で、教学のことに関する。

## 二 「事智間断事」紙背文書

(表紙)

(奥書)  
康永二年癸未一月十九日於

北角院令書写之畢、惡筆  
之間、文字等定難見開(分)  
歟、後見之人可被直之

(追筆)  
「伝空慶」  
事智間断事(原カ) 紹(追筆)  
妙音院 朝英

堯寬

末学堯寬

これは堯寬が康永二年(一二三四三)に書写した抄物である。表紙とも五丁。「事智間断」という法相宗の教学を

釈義した抄物である。これを論題として講問が行なわれる。先徳の釈義を参考にするため書写するのである。

表紙に見える追筆の僧名は、これの相伝者が記したものである。古風の書風なので、やや年代推定に疑問もあるが、空慶は天正四年(一五七六)に公卿菊亭家から喜多院に入室し、元和三年に興福寺別当に昇つた喜多院僧正であろう。空慶から興福寺学侶の妙音院朝英に伝授されたことが示される。

なお次ぎのような奥書が見える。

(二丁裏)  
一 善慶書状

西妻室御留守房名代

事馬道以西、重秀觀教房

就惣別公私不儀子細之間、

於自今以後者、奉申付頼専

寛懃房候了、即給主方三藏院

御房伺申入候了、以集會使

宣可有御披露候也、恐々謹言

極月五日

善慶

年預御房

(表紙裏)

「引封」

僧房年預御中

善慶

(三于裏)  
下 三面僧坊領讀岐國神崎庄官百姓等所

仰下条々

一自國司・守護方自然沙汰出来之時者、公文・田所

・船所以下」令談合可致其沙汰事

一同沙汰之時、臨時急事、若三人之会合難叶者、先

相窮子」細於面々、令他行者、隨庄家之居合可致

其沙汰、相互」無偏執以公平可為先事

一同沙汰之時、酒肴等事、於為御領事者可為公物、

但、臨期」申入事子細於僧坊、蒙御免可致其沙汰、

就領内輩事」有其沙汰令出来者、屬其身可致沙汰

事

一 天下動亂之時、地頭并預所及庄官等可出對之由」  
有催促者、預所於令在庄者勿論、不然者庄官等令」

出對、兩方可償其役事

(四丁裏)

一自國司・守護方惣得分事被催促之時、縱雖及使者  
譴」責、不申入本所、無左右不可敍用、若猶及嚴  
密之沙汰者、各沙汰」人等加評定致秘計、以雜掌  
之名字捧請文、申國方被」注進請文候様可廻計略、  
且請文土代被下遣之、可存」此趣事

一去年召待交名人等事、忿可執進先度」牒請文事

一庄家強竊放火人等事、庄内之煩職而由斯」、具尋

究可注進、隨其左右可致沙汰、若又沙汰人不及」

注進者、可仕行罪科事

一當庄寺社免田畠在之歟、寺社破壞顛倒過法之上」

者、云破壞分限、云免田畠下地可被注進、殊被」

興行下地、可被相當修理祈事

一同寺社領山地可林之、若於伐取輩者、兩三沙汰人」

等可被注進事

一庄内輩、以私意趣、閑領家内々令和讒國司」守護、

令惱庄内輩(之有)云々、事寒者太不可然、(如方)□此輩載起請」

(三于裏)  
詞可注進事

一有限公文・田所於先例召仕役者勿論、其外輩於召仕「百姓等者永可停止之、有違犯輩者可注進交名事一庄官子息親類等、任雅意、牛馬引飼、百姓等之」作毛之由有其聞、可被停止、違犯輩事子細同前、  
「以未安堵之名々、切懸斗增惱百姓等云々、事実者不可然」<sup>(絵)</sup>早止其儀可隨御寺御計事

一本錢返并年記沽却地事、如近日被宣下者、」以挙錢半倍之法相当于所出之土貢、被返本主」由有其聞、当庄分事悉可令注進事

右以前条々、任被定下之旨、無違越之儀、且致其」沙汰、且可注進子細、若沙汰人等及無沙汰者、可被行重科之状、依僧坊集会評定下知如件、以下、

建武貳年十二月 日

傳燈法師位

年預。美英  
年預。辨曉  
年預。專有

建武新政では、地方行政組織として国司・守護を並置した。莊園領主は、在地の庄官らにこれの対処方や庄

務遂行について訓令を発したのである。この年時の庄務定目はまこと稀有というべきものである。このほか、讃岐国神崎庄文書は、次章に掲げる「勝軍比量」にも見える。それらを合わせて、別稿に論説する予定である。

なお第一号文書に見える西妻室は興福寺三面僧坊の一。宛名の年預の僧侶が抄物を書きした堯寛らしい。

年預は三面僧坊衆の奉行（代表者）である。

次章に掲げる紙背文書も、三面僧坊領讃岐国神崎庄の関係文書である。三面僧坊年預がこれを所管したものらしい。かくて、その関連がわかる。

### 三 「勝軍比量」紙背文書

（表紙）

三卷

勝軍比量事 嘉草 <sup>(追筆)</sup>  
妙音院 朝英

堯寛之

これも、堯寛が書写したのが、時代を経て妙音院朝英に相伝されたのである。勝軍比量も法相教学の主要論題である。

表紙には喜草、奥書には顕範法印草と見える。喜という略称と顕範法印とは同人であるべきだが、これは一致しない。喜と略称される僧侶の古抄物を顕範法印が書写し、それをまた堯寛が書写したと考えねばならぬからう。

(奥書)

康永三年甲申七月三日、於北角院、

以借用之次馳筆畢、顕範法印

草也、殊勝抄物也、深可秘之、々々、

末学堯寛之

かくて、次ぎに掲げる紙背文書は、康永三年以前の書写ということになる。

一 讀岐国神崎庄具書案

イ、前関白九条道家御教書案

(表紙裏)  
九条道家  
光明峯寺殿御消息案

興福寺旧蔵抄物の紙背文書

以讀岐国神崎庄限永代所被宛置于當寺三面僧坊供<sup>(新)</sup>也、政所下文・國司府宣等遣之、<sup>(瓦)</sup>瓦雖並<sup>(參)</sup>鷲侶無留跡、久住之荒廢無供之所致也、自今以後、以秋稼之稅為夜學之資、各嗜三余之苦業可勵一宗之興隆、兼又抽心府之精誠、可奉祈御願之圓滿之旨、宜仰遣者、

大殿御消息如此、為経恐惶謹言  
天福元  
十一月十六日  
左中弁為経  
進上  
(裏信)  
一乘院  
興福寺別當僧正御房

口、前關白左大臣九条道家家政所下文案

前關白左大臣九条道家政所下 読岐国在府官人等

可早任國司府宣、以當管三河郡神崎郷為不輸庄園、

停止官物勅院事以下大小國役、以乃貢宛用興福寺

三面僧坊供<sup>(新)</sup>事

(四丁裏)  
右當寺三面之僧坊者、法相宗<sup>(說苑方)</sup>□之□窓也、  
禪林之杞梓挺出自此處、惠苑之琳琅瑩成自

其中、而近古以来、追日兮廢鶯露之棲、雖有蹤  
螢雪之勤已懈緩、自在少壯偷歎此凌替、若任  
大重有志于興隆、遂乃愚文備漢之柱石、長男  
立周之戶牖、為當今之外祖、繼襄代之前榮、是  
偏宿願達神明之照見也、蓄念叶祖考之本  
懷也、可果此願豈非此時哉、仍頻勸励西匠之  
功、欲召集南學之侶、或雖有少破、或雖有半作、  
僧房之構不違舊、止宿之侶不似昔、是則無供  
之故歟、縱下崇華之棲送日之謀、欲何為、若  
無照松之資連夜之學、又其奈、故割分讚岐國

神崎鄉、宛置其用途、万代永可停止国衙妨、  
一切不可切宛勅院之由申下 紿言、可傳未来、  
向後管領何有相違、以此南海之民核、宛彼南都之  
学稼、各各相励孜孜勿怠、但若变留学之思、於  
(裏表紙裏)

党之衆并同意之輩悉可擯出、永勿相交、欲  
禁凶惡豈加賞賜乎、遙令學業傳慈氏尊龍  
華之會、常攀法味代大明神柱蔡之奠、伏乞

(三丁寧)  
尚々難謝申候、  
二 暫 円 消 息

恐 悅 之 外 無 他 候、

上奉祈幼主、下可資弟子、然則德祚延長繼嗣  
繁昌後王併受、此余裔下民永誇其一平、弟子  
等、君臣合躰子孫相承、外親屬我遺流後胤、悉  
如當時自家及國無為有截、氏寺氏社神力法力  
一時計會万年長久者、早以此神崎鄉為一円不  
輸庄園、停止官物勅院事以下大小國役、以乃貢可  
宛用興福寺三面僧坊供斬之狀、所仰如件、在序官  
人等宜承知、勿違失、故下、

天福元年十二月七日 案主 左衛門少志中原

令 散位藤原朝臣

彈正少志中原

別當文章博士菅原朝臣

知家事右史生紀

散位藤原朝臣

修理少進安倍

修理左宮城(使職)左中弁藤原朝臣

右馬權頭源朝臣

讚岐守源朝臣

右中弁兼内藏頭藤原朝臣

不審之処悦成候

了、抑西京事

察申候、物庄散々

式候歟、不及万之料

足候歟、無念相存候、

(二丁裏)  
一千文拝領候了、御沙汰

至迷惑仕候、返納之条

是其恐不少候、今日

聊小經營にて候間、

三事相應時分候、御

大當時、自然承旨候

歟之由相存之處、無其

儀之間不能所望申候、

事々期參会候、恐々

謹言

六月十五日 聽円

(ウワ書)  
〔弓封〕

聽円」

恐らく、建武中興につづく南北朝動乱に際会し、讃岐国神崎庄も南北両党から侵害されたことであろう。

この停止あるいは復活を興福寺が北朝に愁訴した。

その具書（証拠書類）である。

この神崎庄は天福元年（一一三三）、前関白九条道家から三面僧坊領として興福寺に寄進された（九条道家处分状に讃岐神前庄とあるのと同じ）。ここに、その寄進状案が発見されたのである。

これらと、前章に紹介した建武二年の庄務定目のときは、すべて稀有のものである。新出の史料として、ここに紹介する。なお、この讃岐国神崎庄についての論説は別稿を期する。

以上、興福寺旧蔵の抄物三帖の紙背文書を紹介した。現在、興福寺はもちろん、諸大寺には聖教・典籍類は多量に所蔵される。その紙背文書の調査は容易ではないが、それに珠玉も見出だせる。

近時、紙背文書の刊行も進められる。図書寮叢刊『看

『聞日記紙背文書・別記』（昭40）、『続群書類從完成会刊  
『寒陸公記』（第十卷・紙背文書）（昭34）などが大部な  
ものだし、記録類の刊行のさいは、その紙背文書もも  
うらする趨勢となつた。同慶の至りである。